

# 第5回佐倉市立保育園等の在り方検討会

## 会議次第

日時 平成22年1月19日（火）

14：00から

於 佐倉市役所 議会棟 第2委員会室

### 1. 委嘱状交付

### 2. 開会

健康こども部長挨拶

佐倉市立保育園等の在り方検討会会长挨拶

### 3. 議題

- (1) 前回（第4回）議論の整理
- (2) 公立保育園の民営化について②
- (3) その他

### 4. 閉会

## 議題（2） 前回（第3回）議論の整理

### 1. 佐倉市次世代育成支援行動計画（素案）について（報告）

(1) 平成22年から平成26年までの5カ年の計画を策定作業中

(2) 目標事業量について

①認可保育園定数 現在の入所定員1402名→平成26年度までに1800名

②その他、佐倉市子育て支援推進委員会の答申を受け、素案を調整した。主な意見として、待機児童対策、延長保育事業、ファミリーサポートセンター等のサービス、一時預かり保育の充実の意見が出されました。今後の予定として、佐倉市政策調整会議に付議し、市民意見の公募を実施して、意見を吸い上げた上で計画を策定していく。

⇒政策調整会議（平成21年11月11日、12月24日）を経て、素案を市として決定（平成22年1月6日）

⇒市民意見の公募（パブリックコメント）平成22年1月22日頃、市ホームページに掲載予定、併せて、市内各出張所、派出所、サービスセンター、各保育園、児童センター、老幼の館、子育て支援センターにおいて縦覧実施

### 2. 前回（第3回）議論の整理

前回（第3回）会議において、議論いただいたⅢ保育施策の方向について整理した。

その中で記載した委員の主な意見について、委員からの申し出により、一部訂正させていただいた。

### 3. 前回（第4回）議論の整理

#### （1）公立保育園民営化に係る他団体の状況等について

ア. 全国的に、公立保育園は減少傾向にあり、民間保育園は増加傾向にある。

株式会社が参入できるという規制緩和や公立保育園の建設費が凍結され一般財源化され、公立保育園の運営費まで補助がなくなったという状況の中で、必然的に各自治体は新たな保育園を増やすためには私立保育園が多くなっている。

イ. 政令指定都市における民間保育園の設置状況

政令指定都市の中で、公立保育園の割合が5割を超えている都市は4市となっている。ほとんどの都市は私立保育園が主体となっている。

◎公立保育園の比率が低い都市：

福岡市：168園ある中で公立保育園は17園、私立保育園が151園（公立保育園の占める割合は10%）

◎公立保育園の比率が高い都市

川崎市で123園中89園が公立、34園が私立（公立保育園が占める割合は、72%）

ウ. 千葉県内の公立保育所民営化一覧表

千葉県においても、銚子市、市川市、浦安市、野田市、市川市、松戸市の東葛では盛んに公設民営がなっているが、県南部や印旛管内は少ない。

八千代市では、現在4園民間移管している。土地は無償貸与であり、建物については無償譲渡している。

## 二. 保育園を考える親の会「民営化に求められる最低条件10か条」を説明

### 委員の主な意見

(委員) 県下の公立保育所民営化の説明をいただいたが、個々の民営化が行われた結果、どのような変化が現場であったか。

(事務局) : 次回に説明いたします。

### 民営化保育所の検証結果を公表している主な市(別添資料)

- ①福岡県福岡市
- ②兵庫県宝塚市
- ③大阪府大東市
- ④千葉県市川市
- ⑤千葉県富津市

(委員) : 以前、名古屋市に住んでおり、幼稚園のようにバスで送迎する私立保育園がたくさんありました。私立保育園が公立保育園より人気が高かったと思います。

第1子は、名古屋市の保育園でしたが、市を通してもよいが直接保育園と交渉してもよく、ほとんどの保育園がバスを持っていました。幼稚園みたいな感じで制服もあり、こちらの保育園とは、ちょっと違う保育園でした。

名古屋市は、私立保育園が多くて公立保育園が少ないととなっていますが、私立保育園のほうがニーズに応えており、都会の方には人気があると思います。また、公立を減らしているわけではないと思われます。

佐倉市も幼稚園のように送迎をする保育園があってもよいのではないでしょうか。

(事務局) : 政令指定都市は、市が独自に進められる認証保育園ができるという状況で、佐倉市はできない状況です。

また、認証保育園とは市が独自に県の認可をとらずに付随してできるもので、県より基準が緩く、そのような制度も一部あるかと思います。

委員の意見のとおり、このようなサービスができれば、ニーズも変化し、朝、世話しない時間に迎えにきてもらえるということは、また違うかと思います。

しかし、保護者によって送迎の時間が流動的であり、概ね同じ時間に集中するとは思われますが、保護者全体へのサービスは考えないといけないと思います。

(事務局) : 調査し、次回報告いたします。

### ◎保育園におけるバス送迎について 【名古屋市・保育運営課へ照会】

- ・市内民間保育園の一部で独自に送迎バスを使用している。(公立では無し)
- ・市として、関与はしていない。

→①国、県、市において、運営費にバス送迎は見込まれていない事。(別会計で実施・

（購入費、維持費）

- ②3歳未満児の送迎については、付き添い等の職員を考慮すると難しい。
  - ③児童の取り合いが懸念される。（保育に欠ける児童の措置）
  - ④保護者の送迎時間が一定ではない。（バスの本数）
    - ・名古屋市においては、区で入所を受け付けているが、バス送迎を前提とした受付はしていない。
    - ・区によっては、民間保育園とバスを使用しない申し合わせをしている。
- いずれにしても、民間保育園の独自運用として、市としては関与していないので、把握をしていないのが実状である。

（委員）：民間の保育園というのは、市の条例に縛られないか、市の条例にあった運営をさせているのか、独自の運営をしているのかどうか。

（事務局）：基本的に民間保育園は、条例にということはありません。ただし、同じ保育を提供しますので、準じていただいているのが現状だと思います。

（事務局）：一番の基準は、保育指針が出されていますので、公立も民間もそれに基づいて子どもに保育をしています。位置付けとして公立は、設置管理条例で場所、時間や料金等、実施基準など細かいものが定まっており、入所につきましては、民間も含め市が入所の決定をし、保育をしていただいている状況です。

特に、市が条例によって縛っているわけではありませんが、社会福祉法人や株式会社でも定款が定められている状況の中で行われています。

（委員）：佐倉市に近い運営をしているということか。

（事務局）：基本的には準じていただいている。例えば、給食の献立や、一部の保育園では独自に作っていますが、民間の多くは、市の一連の献立を参考に同じものを使っていることがあります。

補足ですが、認可基準や保育指針等で同じ枠組みですが、株式会社や社会福祉法人で運営する場合には、それぞれ法人の理念があると思います。

例えば、お寺系の社会福祉法人ですとお習字教育など保育の理念の中に取り入れている社会福祉法人もあり、株式会社ではそういったことはせずに経営を維持している考え方もあります。民間は、それぞれの経営方針があって然るべきですが過去に民営化しても経営方針は変わりませんと説明したことがあったようですがそれは誤りであって、社会福祉法人等には当然理念があります。先ほどの10力条の中にもありましたが、十分な調整が必要であると思います。

（委員）：全国的に民営化が進んでおり、民間になると質が下がるようなイメージを持っているので不思議だと思います。何かを変えるとなると、頭ごなしに反対する人が相

当いますので対処が大変だと思いますが、預ける時点でこうなりと伝えていかないと大変なことになるのではないかと思います。

(委員)：先ほどの議論で非常勤と正規の先生の話がありましたが、どちらか見抜けないほどよくしていただいている。プロから見ると保育指針から逸脱しているかもしれない部分もあるが、子どもはよく慕っており、可愛がってもらっていて、迎えが遅くなるのを柔軟に対応していただいていることがいい先生の様な部分もあるかと思います。

民間になって、質が悪いということがよくホームページにもでていますが、実はその質の悪さは、今まで見抜けなかった部分の悪さが顕在していると思います。見た目の華やかなサービスに満足し、本来の保育指針から逸脱していて、子どもが育つ上のエキスにならないのかかもしれません。

(委員) 市町村の財政危機から、民営化は必然的なことだと思います。

公立保育園というのは、横の連携が密にあり独自の研修体制などが充実しています。

また、トップに立つ人の考え方もありますが、一定のレベルは確保していると思います。民間の園には、園の文化があってもよいと思いますが、子どもの最善の利益より、外見的に派手なことをやることによって人を集めようとする保育園と、子どもにいろいろな経験をさせようとする保育園の差が大きいのではと思います。

公立保育園でも建て替えをする場合には、財政的に大変ですので民間にお願いするということは良いと思います。

そういう際に、公立保育園が拠点的保育所で、横のつながりを持って研修体制を充実させ、質を高めていく必要があると思います。

私立保育園にそのように呼びかけると、自分の園でやるから結構ですと断られてしまう場合もあるのですが、公立保育園は拠点保育所としてレベルを一定にし、子どもの最善の利益というのを守っていくことが必要だと思います。

(委員)：自分の子どもを通わせている保育園でも保育指針が改定され、今まさに勉強中ということでかなりミーティングをされているのを見て感じているところですが、民間の園でも意識の高い園では、研究しながら試行錯誤されているのではないかなど思います。人が足りないからといい、若いスタッフを集めてきて定着しないで入れ替わっているようなこともあります、そのような研究がどこまで行われているのかと感じます。不安も拭えないとなかなか民営化というのは難しいのではと思います。

(委員)：質の高い保育をどの様に確保するのかということがまとめられるのかと思います。事務局の方としてもそのことを書き留めていただきたいと思います。

もう一点ですが、最初に民営化ありきではないと私は理解しております。中立的な立場で申し上げさせていただきますと、全国的にその様な流れにあることは私も承知しています。

委員の意見のとおり、財政状況から考えても仕方ないのはよくわかりますが、やらなくてはならないことは他にもあるのではという気持ちはあります。

したがって、民営化ありきではないと私は理解しております。

また、在り方検討会ですので、佐倉市の保育園はどういうビジョンがあるのか、子どもたちにとって何が最善なのかということを考えるのが使命だと思っていますのでよろしくお願ひいたします。

(事務局)：この検討会の設置要綱の中に第1条、少子高齢化及び核家族化の進展に伴い、保育ニーズが多様化している中にあって、公立保育園等が担うべき役割を再認識し、その在り方及び方向性について検討するため、佐倉市立保育園等の在り方検討会を置くということでございます。

現在、厚生労働省で審議会を設けており、少子化検討部会という専門部会があり昨年公表され、児童福祉法の改正の中で専門部会の審議も行われ公表されています。

次回は国の動きも視野に入れ、国の財源ですとか方向性が一部にあると思いますので、次回に資料を用意し説明したいと思います。

#### 新政権の保育制度改革方針（抜粋）

◎明日の安心と成長のための緊急経済対策（2009.12.8閣議決定）

○幼保一体化を含めた保育分野の制度・規制改革

幼保一体化を含め、新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築を進める。

このため、主担当となる閣僚を定め、関係閣僚の参加も得て、新たな制度について平成22年前半を目指しに基本的な方向を固め、平成23年通常国会までに所要の法案を提出する。

（ア）利用者本位の保育制度に向けた抜本的な改革

・利用者と事業者の間の公的契約制度の導入、保育に欠ける要件の見直し、利用者補助制度への転換の方向など、利用者本位の制度を実現する。また、保育料設定の在り方について、水準の在り方も含め、制度設計の中で検討する。

（イ）イコールフッティングによる株式会社・NPOの参入促進

・株式会社・NPO・社会的企業も含めた更なる参入促進を図るべく、客観的基準による指定制度の導入を検討する。

・また、施設整備補助の在り方、運営費の使途範囲・会計基準等の見直しについても、制度設計の中で検討する。

（ウ）幼保一体化の推進

・上記制度における新たな給付体制の検討等とあわせて、認定こども園制度の在り方など幼児教育、保育の総合的な提供（幼保一体化）の在り方についても検討し、結論を得る。

◎地方分権改革推進計画（2009.12.15閣議決定）

○児童福祉法の最低基準の地方条例化

・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（45条2項）を、条例（設置主体は都道府県、指定都市、中核市）に委任する。・・・関連法案はこの1月に開かれる通常

国会に上程され、早ければ、2010年度中に施行される予定。

◎2010年度予算編成過程で、子ども手当の財源のあり方をめぐって、私立保育所向けの保育所運営費の国庫負担金を廃止し、一般財源化して地方負担化する案が政府与党内で浮上

## (2) 公立保育園の在り方について

### 委員の主な意見

(委員)：今後の公立保育園の役割の4行目ですが、採算性等の問題により、民間保育園では対応することが困難とあるが、イにも地域性、採算性等の問題により民間では対応が困難な保育サービスとあり、具体的にはどういったことでしょうか。

(事務局)：採算性というのは、具体的に最低基準で子どもの人数に対し保育士数などありますが、民間保育園はまず、最低基準のクリアということで、それをベースに子どもを預かり市から運営費がでていおり、その中で経営を成り立たせないといけません。

必然的に職員の配置というのは最低基準に合うよう最低限でだしております。この様な中で公立保育園においては、その役割にプラス配置しており、佐倉市では公立8園、民間8園で障害児の受け入れをしており、重複障害など職員が複数つかないといけない場合には、補助金の障害児加算は障害の重症度までは反映できていませんので、その加算金では難しいとなれば公立でという話は現実あると思います。

(委員)：保育指針を味気なく実践するのではなく、保育指針から逸脱せずに表現していただきたい。

民間では採算が合わないので、引き受けられない部分を公立が率先して引き受けないといけないと思いました。課題から少し外れてしまうかもしれません、良いと思うことを考えてみました。

まず、職員の身分が保障されていることが公立にはあると思います。ぬるま湯だという批判はありますが、一方で民間だと、失敗すると個人の責任にされ退職となる。保障されていないことにより、民間の保育士が保身に走るなど経営者側の言いなりになる一方、同僚に対し、競争を煽るような職員が出る、その様な堅苦しさが公立のスタッフにはなかったと思います。逆説的ですが、公立の良さがあると思います。

次にお金のことですが、お金に貪欲な雰囲気がないと感じています。

子どもたちのためにといった、柔軟性がある雰囲気を感じています。民間だと子ども優先よりお金優先の様な雰囲気がスタッフにあつたら嫌だと思い、公立の大らかな良さの様な感じがします。

次に、公立には異動があり、いいことだと思います。経験豊富な先生や、やる気のある先生が来ると園がまるで変わり、行事にも活気がでる。

また、横の連携があり、地域との交流などネットワークがあり、民間になってしまふと保てなくなってしまうのではないかという懸念があります。年配の職員から若い職員まで年齢層に幅があるというのは売りかと思います。

資料の障害児保育等の推進や、豊富な知識経験を活用かと思います。

(委員)：なぜ私たちがこういう委員会に出て、考えなければならないのかという原点は、国の施策の問題であって佐倉市だけの問題ではありません。小泉改革から定員を1人でも超えることはできないと指導していた県の職員が1人でも多く入れて下さいと変わりました。新しい保育園をつくるには、既設の保育園の半径2キロメートル以内には設置できないと言っていたにも関わらず、保育園の300メートルか400メートルしかない場所に認可をおろすという時代になってきたのです。今まででは、公立保育園が新しい保育園を建てようとした場合には、必ず補助を出していたにも関わらず、全く出しませんという状態です。

平成17年度は一方的に延長保育の補助金を半減してきました。

子育て支援の推進と国は言いながら、平成17年12月になり、厚生労働省から4月から遡って延長保育料は半額にしますと通知が送られ、既に保育園では職員に4月から11月まで給料等払ってしまっている状況であり、現場では大変な思いをしているのが現状です。

委員からも意見があったように、市内の保育園は元々60人で建てているところに90人、100人と入れて、他の保育園は90人で建てているところに130人と入っています。弾力的に運営してよいという施策に変わりました。子どもたちを守ってあげないといけないのが私たちの立場であり、市の財政状況が厳しいことも十分承知していますし、10%カットを行っていることも知っていますが元々は、国がお金を出さないから各地方自治体は、保育園を抱えているのは大変だから民営化にという動きが始まったと理解しています。

子どもたちの育ちと子育てを、どのように守っていくか地方自治体の判断にかかってきますし、私たち委員が行政に対してこのようにしてくださいと最終的に意見を述べなくてはいけない立場にあると思います。

他がやっているからこうということではなく、佐倉っ子の育ちをどう様に支えていくのか真摯に考えて意見を申し上げないといけないと思います。先ほども申し上げた通り、民営化ありきが先ではないであろうと思います。ただし、必要な措置はとらなくてはならない。何もしなければ、佐倉市の財政事情が厳しいがために、夕張市のようになってしまってはいけないので、非常に難しいですがやっていかなければならない。

子どもたちに、どこまでお金をかけるのかが大切な考え方で、優先順位の問題だと個人的には考えています。佐倉市としては、公立保育園をどのように考えていきたいのか財政事情の詳しいところまでは存じあげませんのでわかりませんが、ここまでだったらやっていけるというのが腹案としてお持ちだと思いますので、そのあたりも次の委員会で率直な意見を出し合って一緒に考えていくべきだと思います。

## IV 公立保育園の在り方②

### 2 公立保育園の民営化(民間移管)の方向性について

「Ⅱ 保育園の現状と課題」、「Ⅲ 保育施策の方向」、「Ⅳ 今後の公立保育園の役割」を踏まえ、佐倉市の厳しい財政状況の中で、保育サービスのより一層の充実を図るためにには、より一層効率的な保育園運営を行う必要があります。

保育園の運営に当たっては、保育室の面積や児童の年齢に応じて配置する保育士数などについて、国が定めた「児童福祉施設最低基準」を満たすとともに、保育の内容についても、国の定めた「保育所保育指針」に沿って行われており、公立・私立の別なく、県の指導・監督を受け、一定水準の保育サービスを提供しています。

私立保育園についても、運営費は基本的にすべて市が負担しています。また、園児の入園の決定、保育料の設定とその収納についても、公立・私立の別なく同じ基準で市が責任を持って行っています。

以上のように、保育園の果たすべき目的・役割は、設置主体・運営主体が公立である場合と民間である場合とで基本的に違いはありません。

ただし、私立保育園は、公立保育園に比べると、①運営コストが小さいこと。②運営費に対する国及び県負担金があること。③職員の勤務体制など柔軟な施設運営が可能であること。という大きな特性を有しています。

また、前回会議資料の「保育園を考える親の会の「子どもたちのために民営化に求められる最低条件10か条」を踏まえる中で、佐倉市における公立保育園の民営化(民間移管)の方向性について議論を進めていただきたい。

(1) 民営化はすべきではない。

理由

(2) 基本的に民営化はやむを得ない。

理由

(3) 民営化は積極的に進めるべき。

理由

※上記(2)、(3)の方向性とした場合



ア 民間移管の基本的な考え方

① 目的

②民間に移管する保育園の範囲

③ 保育の質の確保